

長生村子ども計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

長生村子ども計画策定支援業務委託

2. 目的

令和5年4月に子ども基本法が施行され、同法第10条第2項において「市町村子ども計画」の策定が努力義務化された。また、同法第11条において、子ども施策を策定・実施・評価するにあたっては子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。

これを受け、本業務では国の子ども大綱及び県の子ども計画を勘案した「長生村子ども計画」を策定することを目的とする。

3. 包含する計画（事項）

- ・子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第九条に基づく計画）
- ・子どもの貧困対策推進計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第に基づく計画）
- ・少子化社会対策基本法第四条に基づく少子化に対処するための施策

4. 業務内容

(1) アンケート調査

子ども施策の検討及び子ども計画策定のための基礎資料とするため、こどもの意見聴取の手法としてアンケート調査を実施し、結果を報告書及び庁内会議の資料として使用できるようとりまとめる。調査票の発送に係る経費は、受託者の負担とする。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象・配布数	①小学4年生以上 本人約260票(回収率90%見込み) ②中学生 本人約290票(回収率90%見込み) ③小学4年生～中学生 保護者 約550票(回収率50%) ④長生村内に居住する高校生世代～34歳 1,000票 (回収率30%見込み)
調査手法	インターネットを経由した回答とする。
設問設計	・受託者は、国の基本指針や子ども大綱を基に、現在の長生村の課題や社会的動向などを踏まえて、調査票案設計に係る助言・アドバイス・情報提供・設問案の提案を行う。 ・①、②については、主として子どもの貧困対策推進計画の策定に関する内容とし、学校配布し、WEB回答とする。 ・③については、学校配布し、WEB回答とする。 ・④については、主として少子化対策基本計画及び子ども・若者計画の策定に関する内容とし、依頼書を郵送し、WEB回答とする。 ・配布先は委託者が無作為抽出を行う。また配布用宛名ラベルは

	委託者が作成する。
--	-----------

(2) こども施策に関する各種情報提供支援

こども施策に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣府（こども家庭庁）等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して長生村に提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。

(3) アンケート調査報告書の作成

アンケート調査に関し、調査票の回収、回収した調査票の入力・集計を行い、調査結果を分析したうえで報告書に取りまとめる。調査票の回収に係る経費は委託者の負担とする。

(4) 関係団体等に対する調査

保健福祉関係や、子ども・子育て支援、教育関係団体等の現状や意向を把握し、今後の施策方針や連携体制を検討するため、ヒアリングシートによる調査を実施し、結果のとりまとめを行う。

(5) 現状の分析と課題の整理

アンケート調査結果及び現行の「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策推進計画」等の取組への評価などを整理し、長生村の子ども・子育て支援やこども施策に関わる課題を抽出する。

(6) 計画骨子案・素案の作成

計画の構成、施策体系等の検討を行い、こどもの意見等を反映した計画案を作成する。

(7) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。また、子ども・若者向けパブリックコメントについても、アドバイスを行う。

(8) 会議の運営支援

長生村健康づくり推進協議会等（3回程度）の運営について、会議資料を作成するとともに、必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成、計画への反映を行う。

(9) 子ども・子育て支援法等の一部改正に関する例規整備

こども誰でも通園制度の給付化（乳児等のための支援給付の創設）やその他子ども・子育て支援制度関係の市町村例規に影響のある事項について、情報提供を行い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（確認基準）に係るモデル条例の提供を行う。

5. 成果品

- ・アンケート調査票（データ一式）
- ・アンケート調査報告書（A4判、100頁程度、墨1色刷）：データ一式
- ・こども計画（A4判、150頁程度、表紙4色刷・本文墨1色刷）：10部
- ・こども計画 概要版（A4判、8頁程度、4色刷）：データ一式
- ・例規整備支援にかかる情報提供資料：データ一式
- ・その他情報提供資料一式

6. その他

- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ長生村と協議し、決定すること。
- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、長生村と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、受託業者はプライバシーマークの認証を取得していることとともに、機密保持に関する社内規程を設けていることとし、審査登録が更新されていることを証明するため、取得後4回以上更新していることを条件とし、そのことを証明する書類（認定証の写し）を作業着手前に長生村に提出し、承認を得るものとする。

以上